

# 農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令等の一部を改正する命令

一 農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令（平成五年大蔵省・農林水産省令第一号）

改正案	現行
<p>（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人）</p> <p>第十条の十四 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号の主務省令で定める要件は、次に掲げる要件の全てに該当することとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産（次に掲げるものに限る。）の合計額が三億円以上になると見込まれること。</p> <p>イ 有価証券（ホに掲げるもの及びへに掲げるもの（不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第七項に規定する特例事業者と締結したものに限る。）を除く。）</p> <p>ロ、ホ（略）</p> <p>へ 不動産特定共同事業法第二条第三項に規定する不動産特定共同事業契約に基づく権利</p> <p>ト（略）</p> <p>三（略）</p>	<p>（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人）</p> <p>第十条の十四 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号の主務省令で定める要件は、次に掲げる要件のすべてに該当することとする。</p> <p>一（略）</p> <p>二 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産（次に掲げるものに限る。）の合計額が三億円以上になると見込まれること。</p> <p>イ 有価証券（ホに掲げるものを除く。）</p> <p>ロ、ホ（略）</p> <p>へ 不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第三項に規定する不動産特定共同事業契約に基づく権利</p> <p>ト（略）</p> <p>三（略）</p>

二 漁業協同組合等の信用事業等に関する命令（平成五年大蔵省・農林水産省令第二号）

改正案	現行
<p>（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人）</p> <p>第七条の十五 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号の主務省令で定める要件は、次に掲げる要件の<u>全て</u>に該当することとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産（次に掲げるものに限る。）の合計額が三億円以上になると見込まれること。</p> <p>イ 有価証券（ホに掲げるもの及びへに掲げるもの（不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第七項に規定する特例事業者と締結したものに限る。）を除く。）</p> <p>ロ、ホ （略）</p> <p>へ 不動産特定共同事業法第二条第三項に規定する不動産特定共同事業契約に基づく権利</p> <p>ト （略）</p> <p>三 （略）</p>	<p>（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人）</p> <p>第七条の十五 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号の主務省令で定める要件は、次に掲げる要件の<u>すべて</u>に該当することとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産（次に掲げるものに限る。）の合計額が三億円以上になると見込まれること。</p> <p>イ 有価証券（ホに掲げるものを除く。）</p> <p>ロ、ホ （略）</p> <p>へ 不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第三項に規定する不動産特定共同事業契約に基づく権利</p> <p>ト （略）</p> <p>三 （略）</p>

改正案	現行
<p>（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人）</p> <p>第八十五条の十二 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号の主務省令で定める要件は、次に掲げる要件の<u>全て</u>に該当することとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産（次に掲げるものに限る。）の合計額が三億円以上になると見込まれること。</p> <p>イ 有価証券（ホに掲げるもの及びへに掲げるもの（不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第七項に規定する特例事業者と締結したものに限る。）を除く。）</p> <p>ロ、ホ （略）</p> <p>へ 不動産特定共同事業法第二条第三項に規定する不動産特定共同事業契約に基づく権利</p> <p>ト （略）</p> <p>三 （略）</p>	<p>（特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人）</p> <p>第八十五条の十二 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号の主務省令で定める要件は、次に掲げる要件の<u>すべて</u>に該当することとする。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産（次に掲げるものに限る。）の合計額が三億円以上になると見込まれること。</p> <p>イ 有価証券（ホに掲げるものを除く。）</p> <p>ロ、ホ （略）</p> <p>へ 不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第三項に規定する不動産特定共同事業契約に基づく権利</p> <p>ト （略）</p> <p>三 （略）</p>